

令和2年第5回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	令和2年6月1日（月） 午前9時30分～午前10時30分					
2 場 所	千葉市緑区役所 5階講堂					
3 出席委員	委員長	小峰 敏和	委員	岩坂 展子		
	委員	浅野 千秋	委員	山澤 菊枝		
4 出席書記	事務局長	柏原 郁夫	選挙班主査	中田 和利		
5 議 題	議案第9号	選挙人名簿の抹消者について				
	議案第10号	選挙人名簿の登録者について				
	議案第11号	在外選挙人名簿の抹消者について				
	議案第12号	選挙人名簿の抄本の閲覧状況について				
	議案第13号	在外選挙人名簿の閲覧状況について				
6 議事の概要	<p>(1) 議案第9号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(2) 議案第10号 選挙人名簿の登録者について 選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(3) 議案第11号 在外選挙人名簿の抹消者について 在外選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(4) 議案第12号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について 選挙人名簿の抄本の閲覧状況については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(5) 議案第13号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(6) その他 次回会議の開催は、令和2年7月15日午前9時30分と決定した。</p>					
7 会議経過	<p>(1) 議案第9号 選挙人名簿の抹消者について 事務局：前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失者や、住所の移動により4か月を経過した者、在外選挙人名簿への登録移転を行った者及び誤載者について、本日付で緑区の選挙人名簿から抹消する。 質 疑：特になかった。</p>					

会議経過

(続き)

(2) 議案第10号 選挙人名簿の登録者について

事務局 : 前回の登録時から本日までの間において、緑区に住所を有する者のうち、新たに18歳の誕生日を迎えた者、緑区に住民票を作成してから3か月が経過した者について、本日付で緑区選挙人名簿に登録する。

質 疑

委 員 : 登録は転入してから3か月、抹消は転出してから4か月とのことで、1か月の重複期間があると思うが、二重登録にならないのか。

事務局 : 選挙時には二重登録による二重投票を行えないように、転入により新規登録をした市町村から、転出により抹消となる市区町村あてに登録した旨の通知を送付することとなっております。転出した市区町村はその通知をもって抹消し、二重登録による二重投票は行えない仕組みとなっております。

(3) 議案第11号 在外選挙人名簿の抹消者について

事務局 : 前回の委員会時の名簿登録者から、死亡者や、日本国内に住所を移して4か月を経過した者及び誤載者について、本日付で緑区の外選挙人名簿から抹消する。

質 疑 : 特になかった。

(4) 議案第12号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

事務局 : 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、令和元年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものである。

質 疑

委 員 : 閲覧は無作為抽出により行っているのか。

事務局 : 申出者によりますが、無作為抽出で行っているケースが多数です。

(5) 議案第13号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

事務局 : 公職選挙法第30条の12の規定により準用する法第28条の4第7項の規定により、令和元年度の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものであるが、令和元年度の閲覧はなかった。

質 疑 : 特になかった。